



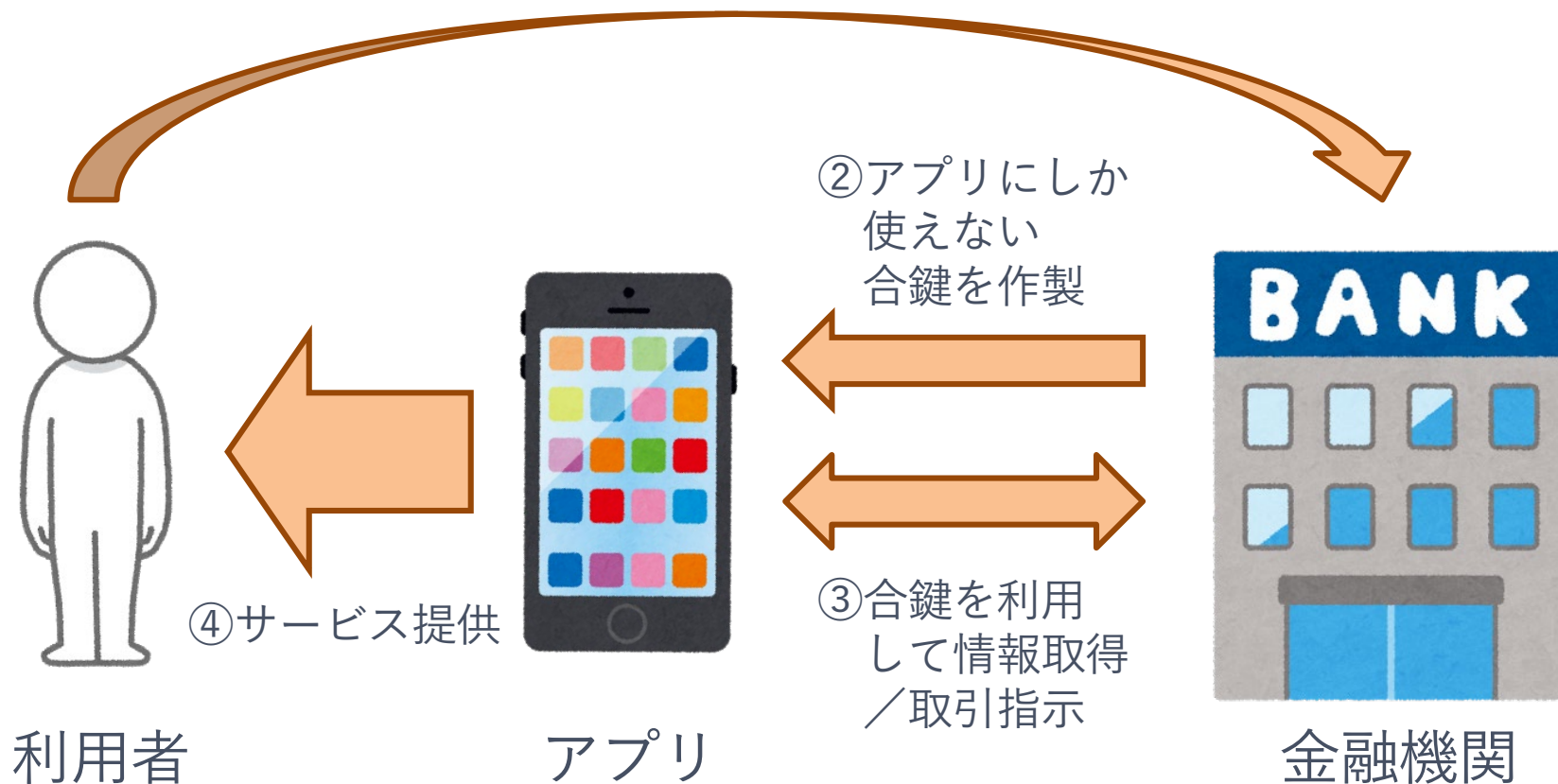
弊社におけるデータ利活用

株式会社マネーフォワード
取締役Fintech研究所長
瀧 俊雄

金融機関APIの仕組み

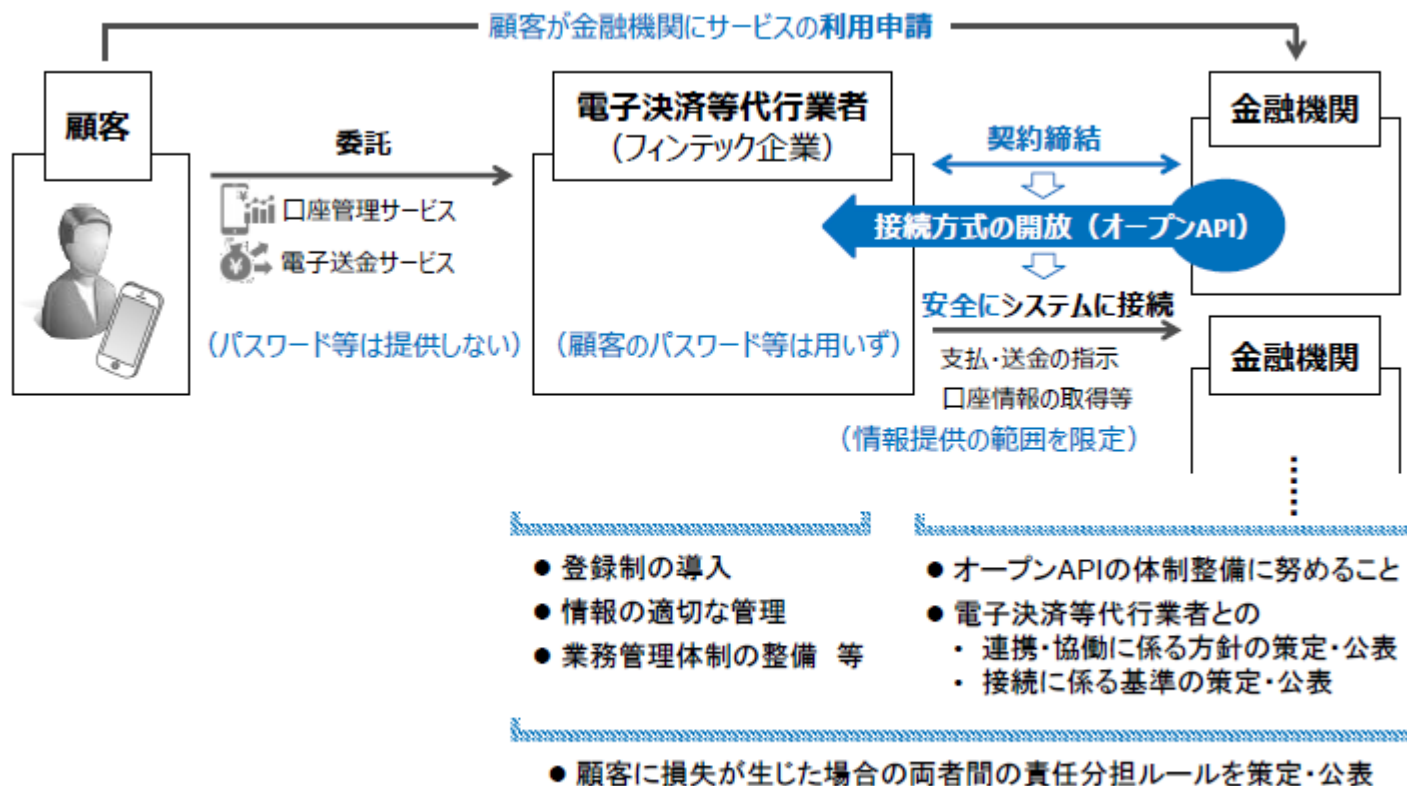
- 信頼できるパートナーに合鍵を作製
- 合鍵を利用して、利用者のためにデータ参照／取引指示

①アプリがデータ参照や取引指示を行う権利を認可



電子決済等代行業について

- 中間的事業者を銀行法の中で制度的に位置づけ
- 銀行との契約、金融庁への登録、自主規制の実施等



API (Application Programming Interface) : 他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式

- 金融機関は本質的に「インフラ」と「ソフトウェア」の組み合わせ。
後者でオープンイノベーションと、低廉で囲い込みのない競争を促していくことが、API化の意義
- 金融インフラの周辺に豊かなエコシステム（サービス開発者のコミュニティ）が形成されることで、新しい社会変化（シェアリングエコノミー、サブスクリプション、新しい働き方、ブロックチェーンを活用した契約、IoT等）に適応できる金融サービスを短期間で提供可能に
- 個人や法人のデータポータビリティを確保し、自らの情報へのアクセスを可能とすることで、安心して、より効率的な判断や、データを利活用した提案を受けられる社会を実現できる
 - （個人）最適な保険や住宅ローン、大型消費に向けた提案、緊急時の融資等
 - （法人）バックオフィス業務・税務申告等の自動化

データ利活用に伴う銀行API（参照系）の意義

4

- 個人の資産把握、家計管理の自動化を可能に。個人が安心して消費を行い、将来不安を軽減できるインフラとなる
- 事業者の帳簿作成の省力化を端緒として、生産性向上、人手不足解消、意思決定の高速化の起点となる
- 金融機関にとっても、自社サービス・外部サービスのエコシステムが発生し、有益な情報サービスを低コストで提供しやすくなる構造

マネーフォワード、京都信用金庫提供の参照系APIを用いた公式連携を開始



より利便性が高く、より強固なセキュリティレベルを実現

金融機関向け通帳アプリ『デジタル通帳』

The screenshot shows a digital passbook interface. The top section displays '定期預金' (Fixed Deposit) with a balance of '¥12,200,224'. Below this, a list of deposits is shown:

種類	開始日	金額
スーパー定期 (単利)	2018/05/20 (2年)	¥500,000
スーパー定期 (単利)	2018/05/18 (1年)	¥1,000,000
大口定期	2017/06/02 (5年)	¥10,000,000
自由期間	2017/06/02 (前倒1ヶ月)	¥700,000

キャッシュレス化に伴う銀行API（更新系）の意義

- ITは「需要」と「取引」の距離を圧倒的に短くすることに成功。
- 一方で、現金のような取引上の「摩擦」が存在すれば、メリットは逸失
- よって、キャッシュレス化はデジタル経済圏で不可欠の要素。
- その支払い手段として銀行取引が選ばれるためには、API化が必要

小売

精算や店舗すらも省略へ
(米Amazon)



(出所) Amazon Dash Button購入ページ
<https://www.amazon.co.jp/b?node=4752863051>
Amazon Go Youtube上の説明動画
より画像引用

交通

待って、乗るだけ
(米Uber)



(出所) Uberアプリより画像引用

医薬

医薬品の手配・配送も
(インドネシアGo-Jek)



(出所) Go Med (Go-Jekによる医療向けサービス) 紹介動画
<https://www.youtube.com/watch?v=y1qXnEQy0as>
より画像引用

欧州：一般データ保護規則（GDPR）

- （前文より）原則としてオープンデータに基づく消費者保護の観点から、データ管理者とデータ主体間では無償で個人データへのアクセス・訂正・消去を行うことが要請されている
- （12条より）13条、14条に基づき提供される情報に基づいて行われる行為は、無償で提供される。但しデータ主体から反復して行われる行為が過度かつ根拠がないものについては
 - ① 情報提供に関し業務運営費を考慮した合理的手数料を課すこと。
 - ② 要求された行為を拒否すること。のいずれかを行うことができる。（管理者による根拠薄弱・過剰性についての証明責任が有）
 - ※1 Articles 13=Information to be provided where personal data are collected from the data subject
 - ※2 Articles 14=Information to be provided where personal data have not been obtained from the data subject

欧州：改正決済サービス指令（PSD2）

- （59条、61条より）
 - 消費者はサービス契約締結前に関連情報を無料でデータ保有者に請求できる。
 - 消費者の対金融機関等の契約関係について事前に情報を無料で請求することができ、サービス内容と関連する条件の請求を無料で行う権利を有する。
 - これらの情報開示請求の規定は他の指令で消費者に情報提供のために料金を課すことを許可してはならない。
 - 消費者は追加の課金無しに支払取引に関する基礎的な情報を相手金融機関等から受け取ることができる。
- （40条より）

情報提供を目的としたサービス利用者に対する料金請求を禁止。

 - 決済業者と消費者は消費者の請求により提供された契約内容記載以外の頻繁に更新される情報や追加情報についての追加料金に同意することができる
 - 前項の情報に料金を課すことができる場合は決済業者の実負担費用に合理的な価格でなければならない

オープンデータ研究所”Data sharing and open data in banking”（英：競争・市場庁が参照）（2015年5月）

- 1.6 Open data refers to data that can be used and redistributed by anyone for free.

オーストラリア財務省における検討

”Review into Open Banking in Australia” (2017年12月公表)

- ①顧客提供情報 (Customer-provided data) : 顧客が銀行に提供した情報
→顧客に帰属するものであって、銀行は顧客の指示により一定の資格を有する他者と共有する義務を負う。但し、本人確認情報は、本人確認に係るリスクの増大につながるの
で、義務の対象外
- ②取引情報 (Transaction data) : 顧客と銀行との間の取引記録
→顧客と銀行の双方に帰属するものであって、銀行は法定の保存期間は顧客の指示により一定の資格を有する他者と共有する義務を負う
- ③付加価値顧客情報 (Value-added customer data) : 銀行の分析が加わったもの
→銀行は第三者と共有する義務を負わない。但し、本人確認結果については別 (但し、他者の本人確認に依拠できるということになった場合)
- ④集約情報 (aggregated data set) : 複数の顧客の情報を個人が特定されないような形で集約したもの
→顧客の権利の対象外

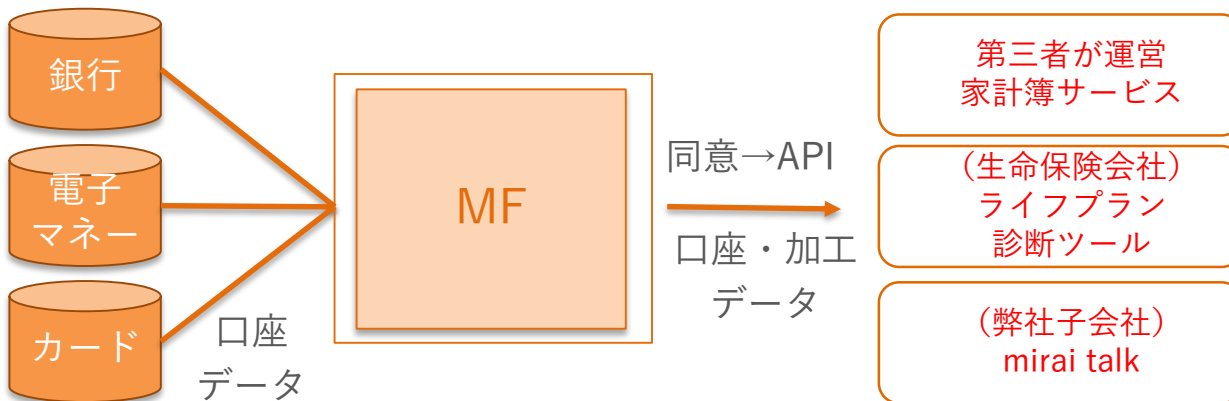
(参考) マネーフォワードでのAPI連携事例 (2019年2月4日時点)

	金融機関名	個人		法人	
		参照系	更新系	参照系	更新系
1	愛知銀行	○		○	
2	足利銀行	○			
3	伊予銀行	○			
4	北九州銀行	○			
5	京都信用金庫	○		○	
6	熊本銀行	○		○	○
7	群馬銀行	○		○	
8	京葉銀行	○		○	
9	静岡銀行	○			
10	じぶん銀行	○			
11	ジャパンネット銀行	○		○	
12	親和銀行	○		○	○
13	住信SBIネット銀行	○	○	○	○
14	セブン銀行			○	○
15	仙台銀行	○			
16	大光銀行	○			
17	第四銀行	○			

	金融機関名	個人		法人	
		参照系	更新系	参照系	更新系
18	千葉銀行	○			
19	中国銀行	○			
20	東邦銀行	○			
21	栃木銀行	○			
22	福岡銀行	○		○	○
23	北洋銀行	○			
24	北陸銀行	○			
25	みずほ銀行			○	○
26	みちのく銀行	○			
27	三井住友銀行	○		○	○
28	三菱UFJ銀行	○		○	○
29	みなと銀行			○	
30	もみじ銀行	○			
31	山口銀行	○			

データ共有の事例（現状）

個人向け
サービス



MF for XX
モデル



マネーフォワード
クラウド資金調達

